

正

1、この申請書は退職日翌日(資格喪失日)から20日以内に提出願います。  
2、記入欄中「※」印欄は記入不要です。

# 健康保険 被保険者資格取得申請書

任意継続被保険者証					
記号		番号			
9	9	0	0	※	

常務理事	事務局長	部長	課長	扱者	

① 被保険者の氏名等 (フリガナ) 氏名			② 資格取得年月日 (前資格喪失日)		③ 前資格喪失時 標準報酬月額 組合平均月額		④ 標準報酬 月額		⑤ 被扶養 者届の 添付		⑥ 被保険者の住所		
昭5 年 月 日 平7			令和 年 月 日		千円 ※ 380		千円 ※		有・無		〒 ⑦ 電話番号 ( )		
⑧ 退職(資格喪失)した 事業所名称及び所在地		名称		健康保険証 記号		番号		資格取得年月日		昭和 平成 年 月 日		令和 年 月 日	
所在地								資格喪失年月日		令和 年 月 日			
⑨ 現在における今後の予定		1. 再就職する(再就職した時にご連絡をお願いします。) 2. 再就職しない(保険料の納付期日にご注意ください)											
⑩ 申請にあたっての留意事項		<p>◎資格取得月分の保険料は、申請と同時に納めていただきます。</p> <p>(但し、原則は1ヶ月分ですが、申請日より2ヶ月分必要となる場合があります。)</p> <p>1ヶ月分の保険料は、標準報酬月額×保険料率で計算されます。 あなたの標準報酬月額は、退職時の月額と組合平均月額と比べ低い方で決定されます。 (なお、保険料納付方法は、毎月当月分を納める方法と、割引された一定期間月分を前納する方法があります。) 40才から64才までの方は介護保険料も合せて納めていただくことになります。</p> <p>◎あなたが被保険者資格を継続できるのは最長2年間です。</p> <p>但し、この被保険者資格は1ヶ月ごと保険料を納める(当月分を当月10日迄)ことによって継続していきますので、 特にご注意ください。</p> <p>その他、わからない事がありましたら、当組合業務課 TEL 03 (3291) 4530 へご連絡ください。</p>								◎ あなたの1ヶ月分保険料は			
										※ _____ 円です		但し、現行保険料率の場合です。 なお、変更の時はご案内します。	

今後の納付方法 希望の番号に○を付けてください。
1. 資格取得月から3月分までの毎月払
2. 資格取得月の翌月から3月分まで前納
3. 資格取得月の翌月から本年の9月分まで前納、10月分から翌年の3月分まで前納

申請年月日	令和 年 月 日提出
申請者	(印)

受付日付印

申請者本人が氏名を署名した場合、本人の押印は不要です。

管工業健康保険組合

副

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請の受理及び標準報酬月額決定通知書

任意継続被保険者証 記号 番号 9900 ※

Form with 10 sections: ① 被保険者の氏名等 (Name, Birthdate, Sex, Qualification date, Premium, Address); ② 前資格喪失時標準報酬月額 (Previous premium); ③ 被扶養者届の添付 (Dependent status); ④ 退職 (資格喪失) した事業所名称及び所在地 (Resignation details); ⑤ 現在における今後の予定 (Future plans); ⑥ 特にご承知願うこと (Additional information); ⑦ 電話番号 (Phone number); ⑧ 資格取得年月日 (Qualification date); ⑨ 昭和 平成 令和 (Era); ⑩ 資格喪失年月日 (Resignation date).

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内... (Legal notice text regarding appeal and deadline)

今後の納付方法 希望の番号に○を付けてください。 1. 資格取得月から3月分までの毎月払 2. 資格取得月の翌月から3月分まで前納 3. 資格取得月の翌月から本年の9月分まで前納、10月分から翌年の3月分まで前納

令和 年 月 日提出の申請書にもとづき 上記のとおり決定したので通知します。

管工業健康保険組合理事長

様

裏面も必ずご確認ください。

## 必ず、お読みください！

任意継続被保険者制度は、退職後の一時的・橋渡しの役割を持った制度です。資格の継続に条件があるなど、これまでとはかなり異なる部分があります。以下の注意事項をよくご覧になり、十分ご注意をお願いします。

☆ 任意継続被保険者の資格は、保険料をご自分で、納付書に記載された納付期限日（通常は当月10日、前納は前月末）までに納付することで継続します。  
納付期限を過ぎて保険料を納入しても資格を継続することはできません。

※「ついうっかりして……」期日までに保険料を納めなかった場合でも資格はなくなります。

☆ また、保険料を納付した期間内（保険料を前納した期間も同じ）は下記以外の理由で任意継続被保険者の資格を喪失することは出来ません。

- 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過した時
- 就職により他の健康保険（全国健康保険協会・健康保険組合等）の被保険者となった時
- 船員保険の被保険者となった時
- 後期高齢者医療制度の被保険者となった時
- 不幸にして被保険者の方が死亡した時 …………… 等

このような場合は、健保組合業務課（03-3291-4530）まですぐにご連絡ください。

※「前納しているが、保険料が高いので任意継続をやめたい」と思っても、保険料を納めていただいている間はおやめになることは出来ません。

☆ 保険料は事業所の資格喪失（退職）時の標準報酬月額により決まります。住民税のように毎年の所得により見直されることはありません。

※ 国民健康保険は住民税に連動しますので、保険料は毎年見直しされます。そのため、いつのまにか国民健康保険のほうが保険料が安くなっていることもあります。

☆ 任意継続被保険者の標準報酬は、組合全体の標準報酬の平均が上限となります。

※ お勤めの時の標準報酬が高い場合は任意継続に変わる際に標準報酬が下がります。

☆ 被保険者が資格を喪失した時は、被扶養者も同時に資格がなくなりますので資格を喪失した際は、ただちに全員分の被保険者証を組合に返納してください。

※ 喪失後に健康保険証を使って診療を受けた場合は、無資格診療となるため医療費を返還していただくこととなります。

☆ 保険料を納付する時は、必ず指定の納付書を利用してください。

※ 納付書は、申込時にあらかじめお渡ししてあります。また、前納希望の場合は期日前にご案内しますので、組合からの通知は必ずご覧ください。

納付書が見当たらないなどの場合、健保組合業務課（03-3291-4530）までご連絡ください。